【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29-関東1-1

【提出日】 2018年10月19日

【会社名】株式会社丸井グループ【英訳名】MARUI GROUP CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青井 浩

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101 (大代表) 【事務連絡者氏名】 財務部長 村井 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

 【電話番号】
 03-3384-0101 (大代表)

 【事務連絡者氏名】
 財務部長 村井 亮介

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第33回無担保社債(3年債) 10,000百万円

第34回無担保社債(5年債) 10,000百万円

計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2017年10月 5 日
効力発生日	2017年10月13日
有効期限	2019年10月12日
発行登録番号	29 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合記	計額(円)	なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段())書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 100,000百万円

(100,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に 基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

-円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(3年債)】

銘柄	株式会社丸井グループ第33回無担保社債(社債間限定同順位特 約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.040%
利払日	毎年4月25日および10月25日
利息支払の方法	1.利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年4月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月25日および10月25日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年間の日割でこれを計算する。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託(以下資金預託という。)がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を別記「(注)5.社債権者に通知する場合の公告」に定める方法により公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。 (4)本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされなからたりました日の利率による遅延損害金をつける。 2.利息の支払場所別記「(注)8.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2021年10月25日

	第行登録追補書類
償還の方法	 1.償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2.償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2021年10月25日にその残存総額を償還する。 (2)本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振 替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2018年10月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2018年10月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1.当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第34回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合には、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約を解除するために担保権を設定することができる旨の特約をいう。 2.当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし。

(注)1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を2018年10月19日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の

株式会社 丸井グループ(E03040)

発行登録追補書類(株券、社債券等)

「一覧はこちら」をクリックしたリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I:電話番号03-6273-7471

2. 振替社債

- (1)本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2)社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に 係る社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4.期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、支払期日の翌日から7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2)前(1)の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本(注)5.に定める方法により公告する。
- (3)期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前(2)の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。ただし、期限の利益喪失日までに資金預託がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を本(注)5.に定める方法により公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。

5. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本社および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債権者集会

- (1)本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)5.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3)本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。) の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86 条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8.元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

9. 財務代理人、発行代理人および支払代理人 株式会社三菱UFJ銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	1 . 引受人は本社債の全
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,000	額につき共同して買取引受を行う。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500	2 . 本社債の引受手数料 は各社債の金額100 円につき金35銭とす
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	る。
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】 該当事項はありません。

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	株式会社丸井グループ第34回無担保社債(社債間限定同順位特 約付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1 億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.190%
利払日	毎年4月25日および10月25日
利息支払の方法	1.利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年4月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月25日および10月25日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年間の日割でこれを計算する。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託(以下資金預託という。)がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を別記「(注)5.社債権者に通知する場合の公告」に定める方法により公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。 (4)本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を別記「(注)5.社債権者に通知する場合の公告」に定める方法により公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。 2.利息の支払場所別記「(注)8.元利金の支払」記載のとおり。
	別記「(注) 8 .元利金の支払」記載のとおり。 2023年10月25日
良	2023年10万23日

	光门豆銶垣懶青溪
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2023年10月25日にその残存総額を償還する。 (2)本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記「(注)8.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2018年10月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2018年10月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のた めに特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1.当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合には、本社債のために同順位の担保権を設定する場合には、本社債のために同順位の担保権を設定ければならない。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。 2.当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし。

(注)1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を2018年10月19日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情

発行登録追補書類(株券、社債券等)

により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I:電話番号03-6273-7471

2. 振替社債

- (1)本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2)社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に 係る社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4.期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、支払期日の翌日から7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2)前(1)の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本(注)5.に定める方法により公告する。
- (3)期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前(2)の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。ただし、期限の利益喪失日までに資金預託がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を本(注)5.に定める方法により公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。

5. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本社および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債権者集会

- (1)本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)5.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3)本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。) の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86 条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8.元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

9. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社三菱UFJ銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,500	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	3,000	1 . 引受人は本社債の全 額につき共同して買 取引受を行う。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500	
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	円につき金40銭とす
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	500	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	101	19,899

(注)上記金額は、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第34回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)の合計金額です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,899百万円のうち、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の発行による差引手取概算額9,954百万円については、2018年12月28日償還予定のコマーシャルペーパー49,000百万円の償還資金の一部に充当し、第34回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)の発行による差引手取概算額9,945百万円については、全額をグリーンボンドフレームワーク(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」において定義する。)に定める(i)再生可能エネルギーからの電力100%調達に向けた取り組みに関する費用、(ii)温室効果ガス排出量削減に向けた省エネ活動に伴う費用および(iii)再生可能エネルギー発電プロジェクトの実施に関する費用として、2023年9月末までに運転資金および投融資資金に充当(ただし、976百万円は既に支払済みの(ii)温室効果ガス排出量削減に伴う費用および(iii)再生可能エネルギー発電プロジェクトの実施に関する費用に再充当)する予定です。なお、実際の充当時期までは、現金または現金同等物にて管理します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社丸井グループ第34回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンポンドとしての適格性について

当社は、株式会社丸井グループ第34回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)について、グリーンボンド発行のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注)に則したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価機関であるサステイナリティクスよりセカンドパーティオピニオンを取得しております。

(注)グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間 団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定され ているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

グリーンボンドフレームワークについて

当社は、グリーンボンドを発行するにあたり、グリーンボンド原則(GBP)の核となる四つの要素、「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価と選定プロセス」、「調達資金の管理」、および「レポーティング」に適合する以下のフレームワークを策定しました。フレームワークは当社に帰属し、その概要は以下のとおりです。

調達資金の使途

本グリーンボンドの調達資金は、当社グループ(当社および連結子会社9社、非連結子会社3社(株式会社エポス少額短期保険、tsumiki証券株式会社、株式会社マルイキットセンター)をいいます。以下同様。)において以下の適格クライテリアを満たしたプロジェクトに充当・再充当します。また、再充当の場合、すべての適格プロジェクトについてグリーンボンド発行日より24ヵ月前までに発生した費用・支払を対象とします。

適格クライテリア

1. 再生可能エネルギーから電力100%調達

調達資金の使途:

事業活動で消費する電力の100%を主に太陽光および風力による再生可能エネルギーとする当社グループの取り組みに関する費用。具体的には、

- ・再生可能エネルギー由来の電力の購入に関する費用
- ・再生可能エネルギー由来の電力への移行に関する費用(電力購入契約の切替費用等)

背景:

当社グループは、店舗で消費する電力を中心に、事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー由来の電力の割合を2030年までに100%とすることをめざしています。2018年7月、当社グループは、国際的イニシアチブである「RE100」に加盟したのを契機に、2030年までに事業活動で消費する電力に占める再生可能エネルギー由来の電力の割合を100%にする目標を掲げ、これを公表しました。

当社グループは、ブロックチェーン技術等を活用して、供給業者の発電所が再生可能エネルギーを使って 発電しているかどうかを特定することができる電力会社である「みんな電力株式会社」(必要に応じ再生 可能エネルギーを利用しているその他の電力会社)等から電力を購入する予定です。

2. 温室効果ガス排出量削減

調達資金の使途:

店舗や事務所における省エネ活動に伴う下記費用:

・従来の蛍光灯に比べ、最低40%の消費電力削減効果が期待できるLED照明への切り替えに関する費用 (LED電球の購入費、LED電球に適合した照明器具の購入費、その他照明の切り替えに伴う諸経費を含む。)

発行登録追補書類(株券、社債券等)

- ・従来の空調に比べ、最低30%の消費電力削減効果が期待できる空調への切り替え、および新たに導入した設備の効率的な運用の維持をめざした取り組みに関する費用(空調設備購入および切り替え費、空調設備の継続的・効率的な稼働を目的とした維持管理費を含む。)
- ・従来の旧型機に比べ、最低30%の消費電力削減効果が期待できる冷温水発生機および冷温水・冷却水ポンプへの切り替え、および新たに導入した機器の効率的な運用の維持をめざした取り組みに関する費用 (冷温水発生機およびポンプ購入および切り替え費、切り替えに伴う諸経費、機器の継続的・効率的な 運用を目的とした維持管理費を含む。)
- ・従来機に比べ、最低30%の消費電力削減効果が期待できるエスカレーターおよびエレベーターへの切り 替え、および新たに導入した設備の効率的な運用をめざした取り組みに関する費用(設備購入および切り替え費、設備の継続的・効率的な運用を目的とした維持管理費を含む。)
- ・従来器に比べ、最低50%の消費電力削減効果が期待できる変圧器への切り替え、および新たに導入した機器の効率的な運用をめざした取り組みに関する費用(変圧器購入および切り替え費、設備の継続的・効率的な運用を目的とした維持管理費を含む。)
- ・従来品に比べ、最低40%の消費電力削減効果が期待できる誘導灯への切り替え、および新たに導入した機器の効率的な運用をめざした取り組みに関する費用(機器購入および切り替え費、継続的・効率的な運用を目的とした維持管理費を含む。)
- ・従来品に比べ、最低30%の消費電力削減効果が期待できる新型POSシステムおよびATMへの切り替えに関する費用(新型機器購入および切り替え費、設備の継続的・効率的な運用を目的とした維持管理費を含む。)

背景:

当社グループでは、より環境にやさしい店舗運営をめざし、店舗における消費電力の削減や、省エネ型設備の導入に積極的に取り組んでいます。

また、当社グループは、科学的根拠に基づいた明確な温室効果ガス排出削減目標を発表しており、温室効果ガス削減目標は、日本の小売業界で初めて「Science-Based Targets (SBT)イニシアチブ」の認定を受けました。これらの目標には、2030年までに2017年3月期年比で当社グループ全体のScope 1とScope 2の合計を40%削減すること、Scope 3を35%削減すること、さらに、2050年までに2017年3月期比でScope 1とScope 2の合計を80%削減することを含みます。

3. 再生可能エネルギー発電

調達資金の使途:

再生可能エネルギー発電プロジェクトの実施に関連する費用。具体的には、

・太陽光又は風力発電設備の運営費用

背景:

当社グループは、再生可能エネルギー発電プロジェクトを実施するための再生可能エネルギー発電設備を 所有・設置し、発電事業を実施しています。生成した電力を電力会社に売却することにより、CO₂排出 量の削減に貢献します。

既に実施しているプロジェクトは、連結子会社の株式会社エイムクリエイツにより2014年に設置・稼働している「エイムロジスポート」(埼玉県戸田市)の太陽光発電事業です。同プロジェクトでは、年間に一般家庭100世帯分の電力を創出しています。

除外クライテリア

当社は、本グリーンボンドの発行費用に充当される部分を除き、適格性クライテリアに合致した再生可能エネルギーの購入、生成、およびエネルギー効率化に関する費用以外の目的で、調達資金を利用しません。

プロジェクトの評価・選定のプロセス

プロジェクトの選定における適格および除外クライテリアの適用

当社は、上記における適格プロジェクトのクライテリアに従って、投資するプロジェクトを選定しており、今後もその方針を継続します。適格プロジェクトとは、当社グループの重要テーマの一つである「エコロジカル・インクルージョン」の達成に貢献する各種活動から構成されたプロジェクトを指します。

候補となるプロジェクトは、まず経営企画部、サステナビリティ部、ESG推進部、財務部、および連結子会 社の株式会社マルイファシリティーズ業務企画部のメンバーの協働によって選定し、最終的に当社の代表取締 役社長を委員長とするコンプライアンス推進会議およびサステナビリティ担当役員を委員長とする環境・社会 貢献推進委員会によって決定します。

環境目標

当社グループのサステナビリティ戦略は、ビジネス、環境への配慮、社会的課題の解決、およびガバナンス向上のための取り組みが一体化したものであり、エコロジカル・インクルージョンを含む4つの重要テーマのもと、「インクルージョン(包摂)」を重視しています。また、科学的根拠に基づく温室効果ガス削減目標を設定し、消費するエネルギーの100%を再生可能エネルギーから調達する目標を掲げています。さらに、グループ環境方針に従い、店舗やプライベートブランド商品の環境フットプリントの削減や、環境への影響を低減する革新的なサービスの提供をめざしています。本グリーンボンドによる調達資金の充当により、当社グループのサステナビリティ戦略をさらに推進します。

環境リスク・社会的リスク軽減プロセス

当社グループは、再生可能エネルギー設備の設置が周辺住民や景観に悪影響を及ぼす可能性、それに伴う意図しない土地の劣化、洗浄液の排出、および周辺地域の生態系に与えるその他の悪影響を含め、調達資金の利用によって生じる環境および社会的リスクを特定しました。これらのリスクを軽減するため、当社グループはその行動規範において環境関連の法規制の順守を奨励しています。また、商品の製造過程における社会的責任を果たすことを目的とした「マルイグループ調達方針」には、環境規制の順守、人権の尊重、労働者の健康や安全の確保など、ビジネスパートナーへの期待事項を記載しています。

さらに、当社グループは、再生可能エネルギー発電プロジェクトについては、固定価格買取制度における「事業計画策定ガイドライン」に定義される環境保全に関する法規制を順守したプロジェクトのみに出資します。

調達資金の管理

当社は、本グリーンボンドによる調達資金を当社の「キャッシュ・マネジメント・システム」によって一元的に 管理する予定です。調達資金の管理および適格プロジェクトへの充当は、同管理システムを利用して財務部が行います。このシステムでは、資金の追跡・管理だけでなく、四半期ごとに調達資金および充当状況を追跡・管理 します。

当社は、本グリーンボンド調達資金の全額を5年以内に充当する予定です。未充当資金は、現金または現金同等物にて管理します。

レポーティング

資金充当状況レポーティング

当社は、年に一度、ウェブサイト、「共創サステナビリティレポート」もしくは、統合報告書「共創経営レポート」において、調達資金が全額充当されるまで、調達資金の充当状況について報告する予定です。この報告には、調達資金のカテゴリー毎の充当額、未充当の調達資金の合計残高、全体の充当額のうち、再充当に充てられた金額、および調達資金が適格クライテリアを満たしたプロジェクトに充当されたことを確認する担当役員の言明を含みます。

これらの報告には、調達資金の充当が当社グループの本フレームワークに従っているかについて評価するために、当社がグリーンボンド発行日から一年経過以内に任命するセカンド・パーティーオピニオンプロバイダー 又は独立した会計士のいずれかによるレビューレポートを添付します。

インパクト・レポーティング

当社は、本グリーンボンドが償還するまでの間、下記の環境インパクト指標を毎年報告します。

適格プロジェクト	KPI
再生可能エネルギーから電力100%調達	当社グループ全体の総消費電力量に対する再生可 能エネルギー由来の電力の割合(%)
温室効果ガス排出量削減	2017年3月期の水準との比較による当社グループ全体の温室効果ガス排出量の削減率(%)
再生可能エネルギー発電	再生可能エネルギー発電量 (kWh)

EDINET提出書類 株式会社 丸井グループ(E03040) 発行登録追補書類 (株券、社債券等)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第82期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第83期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月9日関東財務局長に提出

3 【 臨時報告書 】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2018年10月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2018年10月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社丸井グループ 本社

(東京都中野区中野4丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。